

平成30年第13回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 平成30年9月14日（金）午後2時開会

2 場 所 五和農業情報センター マルチメディア研修室

3 本会議に出席した教育委員

委 員	花 里 昌 直	委 員	黒 鶴 進 治
委 員	行 合 八 恵 子	委 員	木 下 えり子
委 員	蓑 田 え り	教 育 長	石 井 二三男

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	森 下 洋 一	教 育 総 務 課 長	柴 田 和 人
学 校 教 育 課 長	山 本 洋 介	生 涯 学 習 課 長	菅 原 弘 晃
学 校 給 食 課 長	出 永 太	学 校 給 食 課 審 議 員	井 上 聡
教 育 総 務 課 施 設 係 長	伊 野 上 乾 吾	学 校 教 育 課 課 長 補 佐	小 森 直 哉
学 校 教 育 課 教 務 1 係 長	濱 中 光 徳	学 校 教 育 課 教 務 2 係 長	宮 口 恵 美
生 涯 学 習 課 課 長 補 佐	本 多 俊 隆	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	出 永 圭 史

5 本会議に付した議題等

(1) 審議事項

議第40号 天草市教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令の制定について（教育総務課）

議第41号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について（各 課）

(2) 協議・報告

(1) 平成30年10月行事予定について（教育総務課）

6 会議の概要

(1) 開会

石井教育長： ただ今から、平成30年第13回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 前回会議録の承認

石井教育長： 前回会議録の承認であるが、何か意見はないか。ないようであれば承認してよろしいか。

（全員承認する）

(3) 教育長報告

石井教育長： 本日は中体連陸上競技大会が市営陸上競技場で開催されている。雨が降らないか心配していたが、無事開催され良かった。それから、8月29日に始業式を迎え、始業式当日は小学校48名、中学校50名の合計98名の欠席があった。その中には病気・旅行等があり週明けはどうであろうかと思っていたが、9月3日には41名くらいまでに減少した。とにかく新たな不登校をださないとのことで、学校には努力していただいている。昨年数か月間に渡って学校と連絡が取れない中学生が3名いた。これも学校、

関係諸機関、学校教育課の連携により元気であることを確認することができた。1人は警察の世帯調査で確認できた。2人目は市長部局の所管課の面接、3人目は福祉関係の面接により確認された。結果的に3名とも学校の教員には会わせないと状況である。8月29日から9月4日にかけて京都大学経営大学院の留学生を招きグローバル人材育成事業を実施した。栖本中・天草小・有明小を訪問、日を追うごとに非常に感動的な時間を共有できたと聞いている。滞在中、1日をアマクサイングリッシュデイとして実施し、約150名の参加が午前・午後合わせてあった。それに50人弱の保護者の参加があり、なかなか良い雰囲気であった。現在9月市議会が開会中であり、一般質問が9月18日～20日に行われる。

(4) 議案

議第40号 天草市教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 議案書1ページ、資料1ページをお願いします。本市教育委員会では、教職員住宅として戸建て・集合住宅合わせて71戸を設置している。入居要件として、市内小学校及び中学校に勤務している者が入居できるとしている。ただし、教職員住宅に空きがあり、教育委員会が適当と認める者については、教職員以外の者にも条件を付して入居させることができると規定している。これにより、熊本地震の際には計7戸を被災者支援のために利用していただいた。昨年、御所浦地区以外の教職員住宅のうち、利用見込みがない住宅や老朽化等で修繕に費用がかさむ住宅、15戸について整理させていただき行政財産の用途廃止を行った。この度、行政財産の用途廃止に向けて教職員住宅管理規程の別表から削除をお願いする案件としては、有明中学校教職員住宅1戸である。木造平屋1戸建ての当該物件は平成9年3月に有明町下津浦2349番地2に建築され、建築後21年を経過した建物である。これまで、有明地区を担当するALTが居住をしていたが、本年7月末のALT入れ替わりの際、民間賃貸に居住することとなったため、この教職員住宅は空き家となった。このため、天草市教職員住宅管理規程の別表から削除する改正を行い、その後行政財産の用途廃止手続きをさせていただく。行政財産の用途廃止後は市長部局にて判断されることになるが、市営住宅への活用や公募での売却、あるいは建物を解体して土地を活用するなど有効活用が図られることになる。

石井教育長： 事務局より説明があったが、何か質問はないか。質問がなければ、議第40号天草市教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令の制定について承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第41号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 議案書2ページ及び平成30年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書をお願いします。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第8号の規定により教育委員会の議決を得る必要があるため提案するものである。点検評価調書の「はじめに」をお願いします。上段6行に記載のとおり、この報告書の根拠・役割として地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、効果的な教育行政を推進するとともに市民への説明責任を果たしていくため、毎年教育委員会の所管事務の管理及び執行状況について点検評価を行い、その結果を市議会に提出するとともに、市のホームページ等で公表する。この評価に当たっては地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第26条第2項の規定に基づき、より客観性、透明性を高めるために外部の教育に関して学識経験を有する方を点検評価員として委嘱し、意見を聴取することとしている。本年は7月24日及び8月29日の2回、点検評価員会議を開催し意見をいただいた。1ページ点検評価に関する要領について説明する。まず、趣旨については、冒頭に説明した法律の規定により点検・評価を行う。点検評価の対象は、教育委員会の職務権限として規定されている事務のうち、総合計画や教育振興基本計画の目標を達成するため、実施する31の事務事業を対象に実施した。点検評価の手順について、まず所管課で内部評価を行い、その内部評価について点検評価委員から意見を聴取し、それらを踏まえて教育委員会で最終評価をしていただくもので、本日最終評価について審議をお願いすることになる。この報告書は、議会に提出するとともに市ホームページに掲載する。その他、冊子の形でいつでも閲覧できるように備えおいて公表する。なお、2ページから3ページにかけて点検評価調書の作成について示しており、それぞれの事業を評価し、今後の取組の方向性についても検討し記載することとしている。4ページには教育委員会の活動状況として、会議の状況、活動状況、行事等を記載し、5ページ下段には附属機関の状況をまとめている。次に7ページ、ここには点検評価員による外部評価についてまとめている。点検評価員として県立大学准教授の澤田道夫氏その他、以前本市教育委員会教育委員を務められていた松本由香里氏を新たに点検評価員に委嘱した。この2人に外部評価をお願いし、その意見を事業主管課ごと掲載している。また、10ページ・11ページには、点検評価員による総合評価を掲載している。これらの意見を踏まえ、11ページに記載しているが、今後の方向性として教育委員会が所管する事業における総合的な方向性をまとめている。14ページから44ページにかけて、各課で行った内部評価の結果を主な事務事業ごと点検評価調書を作成している。この調書の中で、事務事業の課題や方向性について記載している。以上、この点検評価制度と報告書の概要について説明を行った。

次に、本年度の点検評価の対象とした31の事務事業について各課から説明する。

(各課長から所管事業の点検評価調書を基に説明)

石井教育長： 事務局から説明があったが、何か質問はないか。

菘田委員： 移動図書館事業であるが、目的に「図書館がない地域、図書館から遠い地域に住む市民のため、また、小中学校に蔵書されていない図書と出会うことができ」と記載されているが、本渡北小学校にも移動図書館が巡回されている。本渡北小学校の図書も充実し、中央図書館も近いと思う。これは、図書室がある学校にも全て巡回しているのか。

菅原生涯学習課長： 学校図書館に蔵書されていない本、新しい児童図書が入った場合には学校へ巡回する。

菘田委員： 移動図書館の蔵書は廊下等に配置されているが、家へ持ち帰ることはできないのか。

菅原生涯学習課長： 家への持ち帰りをできるようにするためには、誰へ貸出したのか把握する必要がある。把握できるのであれば、持ち帰りも可能になるのではと考える。

木下委員： まず、評価に関する感想と事業に関する意見を述べる。2名の点検評価員の意見を読み、適切に評価されていると感じた。また、その意見に賛同する点が多々あった。例えば整理番号8番の姉妹都市教育交流事業であるが、現在は隔年の派遣であるので学年によっては応募するチャンスが1回しかない、それで、毎年派遣になれば応募するチャンスが増え、派遣される機会が増えることになり大変良いことであると思った。次に、整理番号30番の放課後子ども教室である。指摘されているが、私も同じように、やはり考えた。放課後子ども教室の所管は生涯学習課、放課後児童クラブの所管は子育て支援課である。対象となる子供の年齢、費用発生の有無、いろいろな内容が違うところもあるが、これからは地域学校協働活動も推進される。評価に記載されているように見直し、検討する必要があると思った。そして、評価員に強く賛同した点は、生涯学習について

の考え方である。これから人生100年時代を見据えて、多様な生き方が重視されてくる。生涯学習の重要性がますます増してくる。天草市もその重要性を認識して、推進の在り方を検討していかなければならないと思った。次に事業に関する意見を2点述べる。整理番号19の小中学校ICT整備事業についてである。小中学校の全教室にプロジェクター、実物投影機が設置されている。しかし、日常的に先生方が使っているのか疑問を感じた。9月11日(火)に本渡北小学校の4年生に毛筆指導に行った。実物投影機が教室に設置されていなかったため、教卓の周りに子どもたちを集めて、書写の指導を行った。本渡北小学校は児童数も多いので、実物投影機を日常的に設置することが難しいのではないかと思った。それで、タブレットを含めて先生方にスムーズに使ってもらえるように活用方法の研修が必要であると思った。次に整理番号2番、学習指導補助教員設置事業である。目標値が43人、そして45人の学習指導補助教員が配置されている。子どもにとって指導者の手がたくさんあるということは、幸せなことである。しかし、予算も必要である。例えば、本渡中学校の特別支援学級についてであるが、臨時採用教諭及び教諭が7人、学習指導補助教員が3人合わせて10人で、生徒19人を指導している。学習指導補助教員3人が本当に必要であるのかと思いながら実態を見た。確かに、手が足りない学校、真に必要な学級がある。その見極めが必要であると感じた。

石井教育長： ただ今、木下委員からのご意見、感想が述べられたが、事務局から何かないか。

山本学校教育課長： まず、指摘いただいた小中学校ICT整備事業については、学級、子どもたちの数及び教室の面積等で先生方に不自由をかけている中での活用を図ってもらっている部分も確かにある。余裕がある学校は常設をしているが、余裕がない学校はその都度設置をすることになる。その様なケースでは、使いやすい環境に繋がらないこともあり得る。今後、その様な部分についても研修を重ね、より活用を促したい。次に、学習指導補助教員についてであるが、目標値の43人は予算上の人数である。結果的には45人を年度末では配置している。当初は、39人を配置し、年度途中で要望があったため、その都度指導係と教務2係の担当職員が学校に向かい、必要性等を考慮し、優先順位をつけて6人を配置した。年度途中での採用ということで、1人分の予算で概ね2人を採用できている状況である。当初配置する際も学校からの要望を受けて、こちらから学校を訪問して状況を確認のうえ、配置を決定したところである。

小森学校教育課長補佐： 先ほど木下委員からご指摘のあった本渡中学校の学習指導補助教員の配置についてである。ご意見の中に臨採と教諭が7人、補助教員が3人の10人で19人の生徒を指導しているとのことであったが、教室に入れられない子どもたちが他に30人ほどおり、本来は相談室に入り個別に学習するのであるが、それが1つの教室になっている。さらにその相談室の子どもたちに合う合わないがあり、図書室であったり他の小部屋に分けて対応しているので、学習指導補助の業務の中に別室での相談がある。

石井教育長： ICTの設置に関して事務局から何かないか。プロジェクターは全教室に配置してあるはずだが。

山本学校教育課長： 要望のあった学校には、ICT整備事業で設置した。既に設置されていた学校からは、要望が無い場合もあった。本渡北小学校については校舎も古く、スクリーンはあるけれども使い勝手が悪い配置の様である。そのような場合は、再度、教務1係が希望を取り、設置することとしている。

石井教育長： 今のはスクリーンの話で、プロジェクターは全校に配置されている。既存のスクリーン、あるいは黒板にフィルムを貼り付けることができる。いつでもどこでも誰にでも使えるということで全教室にプロジェクターを配置した。それをしないのであれば思いが伝わっていない。

山本学校教育課長： 教育長が言われたように、真っ白いマグネット式のスクリーンを貼り付けて活用している学校もある。また、プロジェクター自体が黒板の上部に設置してある製品もある。その様な床の設置スペースが不要で、上から投影できるプロジェクターもある。高価

ではあるが、スペースがない教室には、その様なプロジェクターの設置を検討したい。

花里委員： 学校しだいで、上手に活用するところとそうでないところがある。先生次第である。あるものは上手に活用していただきたい。心の教室相談事業で、全中学校に心の教室相談員が配置されている。課題に記載されているが、相談員の研修等は何回ほどあっているのか状況を教えていただきたい。それから適応指導教室設置事業で勤労青少年ホーム内にカワセミ学級があるが、カワセミ学級に通えない地域がある。牛深・河浦・天草地区に1つ設置できないか。次に市指定教育研究推進校補助金について、いつも思っているが同じ学校が指定されている。しかし、大規模校は拠点校として必要である。小中学校が連携して指定を受けると、そうすることによって小規模校でも指定を受けることができる。小中連携をすることができ良いことである。それはできるのか。次に成人式であるが、成人年齢が18歳に引き下げられるがどうなるのか。その際はどうなるのか説明をお願いする。

山本学校教育課長： まず、心の教室相談員の研修についてであるが、年間2回、カワセミ学級の先生も参加し、情報交換も含めていろいろなケースの事例を挙げ研修を行っている。カワセミ学級が本渡地区に設置され、それ以外の地区に開設の予定はないかとのことであるが、今のところ要望はあっていない。昨年度は、本渡中以外からも通級があった。今後、要望等があった場合には、予算の確保も必要となるが検討させていただきたい。次に、市指定教育研究推進校補助金については、昨年度は、佐伊津小学校からも新たに要望があり、研究指定を行った。今年度についても、柔軟な指定校の括りということで、中学校区単位での指定を検討し、実際始まっているものもある。現状を小森課長補佐から説明させたい。

小森学校教育課長補佐： 昨年度は報告書27ページに記載されている5校であったが、本年度は本渡中学校区で本渡南小学校・本渡北小学校・佐伊津小学校・本町小学校及び本渡中学校の5校を一括りにして指定している。本渡中学校区で子どもを育てるとの視点で研究をされている。研究内容は今年度スタートしたばかりであるため、苦勞されているが来月発表されることである。それに伴い、その他4校を指定することができ本年度は御所浦中学校の起業体験、倉岳小・中学校の小中連携、牛深中学校の学力充実、栖本中学校の学力充実の研究がなされている。

花里委員： 複数校を一括りにした場合、予算は1校と同じであるのか。

小森学校教育課長補佐： 5校一括りであっても20万円の補助で1校と同じ額である。

花里委員： 複数校を一括りにした場合、補助額をそれなりに増額するべきではないか。予算配分等大変であるかもしれないが、補助の増額は必要である。

小森学校教育課長補佐： 5校で研究するので100万円の補助をいただきたいとのことであったが、今年度は20万円の補助をした。今後、検討したい。

菅原生涯学習課長： 成人式についてであるが、成人年齢18歳は平成34年から施行である。以前本渡市で1月3日に開催していた成人式を成人の日で開催しようとしたところ、業界から猛反発があり変更するにいたらなかった。もし、18歳で成人式をするならば、受験生が多い中、正月に実施することは甚だ疑問である。また、18・19・20歳を一度にということも厳しい。現行の地域ごとの成人式の在り方は平成33年度にもう一度見直しすることとしている。一度、天草市成人式として1箇所で開催できないかと提案されたことを受け、検討することとしている。

本多生涯学習課長補佐： 放課後子ども教室については、先ほど花里委員から話があったが御所浦地区から話があり、学校に出向いて社会教育委員、保護者にも制度を説明したところである。現在は、子どもを見ていただくサポーターを探していらっしやると聞いている。体制が整えば支援をすることとしている。木下委員ご指摘のとおり、現状はほとんどの地区で実施ができていない事業である。放課後児童クラブと連携しながら行っていく。

石井教育長： 他に何か質問等はないか。

黒鶴委員：では、私からお願いを含めて一言言わせていただく。点検評価員の意見は一見優しいようであるが、お願いしたい、必要がある、していただきたい、検討を要するなど使われている。その中で、一番重要なのは指摘事項である。指摘事項については、速やかに善処していただきたい。取捨選択し今年度中にできることは今年度中に、予算が必要であれば来年度予算を必ず付けていただきたい。そうすることにより、来年度は指摘事項が減るのではないかと。よろしく願います。

行合委員：読書活動支援事業について、先ほど「学校司書の応募が少なく、採用については毎年苦慮している状況である。」という課題があるとのことであるが、これに対して、今、5年間働くと間隔を開けなければならない。働き方改革もされている、その点で司書が少ないのであれば働き方改革を取り入れられたらどうかと思う。それから、読み聞かせが熱心な学校と全く熱心ではない学校があるが、指導をお願いする。この目的が「児童の豊かな感性を磨き、表現力を高め想像力を豊かにする」ということであれば、図書司書の力も必要であるが、読み聞かせボランティアの力も影響する。グローバル人材育成事業についてであるが、今年度は本渡会場のみで開催され、学校訪問が3校ということであった。本渡会場は内容が充実し、いろんなところから子どもたちが集まっていた。私は午前中のみ参加したが、ブースがいろいろあり良かった。また、学校訪問にも参加した。両方に参加した子どもに聞いたところ、やはり、いろんな国を経験でき楽しかったということであった。私としては、地元の学校の方が友達もいて楽しいのではないかと尋ねたら、多くのことが経験できるから楽しかったとのことであった。それから、教育の均等化を考えたとき、グローバル人材育成事業の学校訪問はあった方が良く感じた。天草小学校を見たとき、学習能力が少し心配な子どもも楽しそうにグループに参加していた。やはり教育の目的からも学校訪問の方が達成されるのではないかと感じた。また、本渡会場であるが保護者も一緒に参加して、引っ込み思案な子どもも保護者と参加できる。保護者がそれを学ぶことによって家庭に帰って子どもと共有できるとことで、今年は非常に成果のあったグローバル人材育成事業であったと感じた。ただ今年は京都大学経営大学院の留学生の参加が少なくなっていた。どう改善するかの対処をお願いします。心の教室相談事業についてであるが、いろいろな相談を子どもたちから受けたとき、相談員にもきちんと伝わっているのかと思っている。専門性が必要であるが、ある程度子どもたちにどの様な問題があり、どの様に対応したらよいというところを伝えてもらえると、相談員の対応の方法が変わっていくのではないかと考える。相談を受けた臨床心理士が心の相談員にきちんと報告・指導がなされているのかを教えてください。次に天草市特別支援教育総合推進事業について、取組実績に子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や支援の実施に向けてと記載されている。実際それが行われているのかと思うところがある。担任決定は校長一任であるのか。例えば、聴覚障がい児の子どもがいる学校に聾学校から教員が転入した時に、専門の先生が聴覚障がい児の指導をされているのかをお聞きしたい。保護者からも聾学校から転入された先生がいらっしゃるのに、自分の子どもを指導してもらえないと聞いている。それからコミュニティ・スクールの推進に向けた取組みである。これは、方向性を明らかにする必要があると課題が出ている。今、災害が日本各地で起きている。学校が指定避難所になる確率は高いと思うので、学校を避難所として対応するためのガイドラインを作成してモデル校化してはどうかと考える。例えば、コミュニティ・スクールであるので、災害が起きたときには、どの様な人が搬送をする、炊き出しをする、夜間も困らないようLEDを設置するなどきちんとした学校避難所としての役割・機能を持たせたモデル校化もどうかと思っている。

山本学校教育課長：まず、読書活動支援事業に係る司書の採用期間については、他の非常勤職員の任用と同様に、任用は1年を超えない期間で更新することができ、更新回数は4回が限度となっている。5年経過後に、改めて同一人を任用する場合は、6月を経過した後でな

ければ任用できない。採用について毎年苦慮していると記載しているが、実際、年度途中にハローワーク等に公募をかけても、応募がない場合が多いため、このような表現で記載している。人材確保上やむを得ない場合は、前任者を引き続き1年間更新できる制度もある。次にグローバル人材育成事業については、委員にはお世話になった。盛会のうちにイングリッシュデイも終わり、また、小中学校3校の訪問についても成果があったと聞いている。昨年は8名の留学生の参加があったが、今年は6名の参加であった。今後、京都大学経営管理大学院と話をさせていただき、学生を受け入れる際の準備等もあるが、参加者を増加させることができればと思っている。なお、イングリッシュデイについては11人のALTも参加しているため、各国の文化や自然、風習などをパネルで紹介したブースを巡る世界旅行の国も多いが、各学校を訪問する際は、ALTも全員行くことは難しい。できるだけ訪問した小中学校においても有意義な活動ができるよう、ALTの活用については、今後検討したい。次に、心の教育相談事業についてであるが、研修は実施しているが、実際、悩みを聞いてどう対応されているのか、私どもに情報が入ってきていない。今後、相談員のレベルアップ・スキルアップに繋がるような研修を実施できればと考えている。次に、特別支援教育総合推進事業については、詳しくは小森課長補佐から説明させるが、基本的には担任等については校長が決定している。次に、コミュニティ・スクールについてであるが、県立学校については既に防災拠点として学校での避難生活時にどのような対応をするのかコミュニティ・スクールに指定して、現在熊本県で進められている。本市においては防災危機管理課が防災関係の部署で、以前コミュニティ・スクールの役割等の確認があった。コミュニティ・スクールに指定した際の、避難所運営等については、防災危機管理課と連携して取り組んでまいりたい。

小森学校教育課課長補佐： 特別支援教育関係で特別支援学級の担任、校内の配置については、毎年、人事異動で配置された人材の中で校長が適材適所で校内人事を決定する。その中に、例えば難聴学級など、難聴専門の先生が配置されない場合もあるが、校内には各学校特別支援コーディネーターを1名設置することになっており、特別支援コーディネーターがそれぞれの学校あるいは連携協議会等で研修し、教育課程や学習の支援等を勉強し、校内全体で対応する。素人1人に任せっきりということではなく、学校全体で特別支援はコーディネーターを中心に対応していく。

行合委員： 身体障がい、知的障がい、情緒障がいは見て分かる。しかし、聴力に問題があるのは見た目では分からないので、どうしても適切な教育を受けられない環境にあると感じる。せっかく教員が聾学校から転入されており、そこに聴覚障がい児がいるのであれば、教育を保証するという点では配慮が必要ではないかと感じる。

木下委員： 配慮されていない学校があるということであるのか。

行合委員： そういうことである。機会均等障がい者権利条約が批准されたので、そのようなことを考えたときに、少しずつ変わっていけばという希望がある。

石井教育長： 校長経験者である木下委員はどう思われるか。

木下委員： そのような人材を配置してもらったのなら、必ずそのような子どもに対して担任をしてもらいたいと思う。

石井教育長： 難聴学級ができるということは、例えば、ないところで難聴学級を作るためには、就学指導委員会を経て、新しい特別支援学級の新設を申し込まなければならない。そのため、難聴学級においては施設整備に係る予算も必要となる。行合委員が言われたように聾学校から転入し、かつ難聴学級があるならば少なくとも聾学校から転入した教員に担任させない手はないと思う。

行合委員： 勤労青少年ホーム事業であるが、女性の職員が配置されると運営の仕方が変わってくるのではないかと思う。女性を雇用することによって活動・運営が変わっていくのではないかと思うが。

本多生涯学習課課長補佐： 勤労青少年ホームについては、平成29年度まで指導員として女性が配置されていた。その方が、今年度から不在となり、現在、勤労青少年ホームの職員としては男性1名と嘱託1名が配置されている。そういったことから委員から意見があったと考える。私たちが考えていることは、公民館事業と一緒に事業をやっていけないかと考えている。公民館には女性が1名いるが、勤労青少年ホームには女性は配置されていない。今後、考慮したい。

菅原生涯学習課長： 配置されていた女性は職員ではなく指導員であった。

石井教育長： 他に何か質問等はないか。

菱田委員： 黒鶴委員が言われたように、総合評価を読むとより一層身を引き締めなければならないと感じた。昨年、改善していただきたいとの意見があった事業に今年度も見直し等の指摘があったので、教育委員としての活動としてもしっかりしなければと改めて思った。

石井教育長： 他に何かないか。

行合委員： 松本委員の意見に、「障がいのある子どもの保護者が診断を求めている情報等を得ることができず、自ら探し熊本市内の病院等に出向いていることもある。」とあるが、思春期専門の医者は熊本にいる。天草市には専門の医者はいないので、やはり特に自分の子どものことを大切に考える保護者は熊本市内の思春期専門医院に受診する。ただし、その情報を十分に提供して欲しいとのことであれば、それに対応しなければならない。それから、「ゲーム依存症が病気と認められており」とも記載されており、各機関が連携しあってことを進めて行くことが必要ではないかと発言があったが、例えば、3歳児健診、5歳児健診等、必ず受けなければならない時に、保護者に周知しなければならないと思う。確かに今、スマホの講座が3歳児健診時に開催されているが、時間が10分程度である。また、保健師が保護者全員を連れていくのではなく、スマホを子どもに見せている保護者をそのままにして、その他の保護者にスマホの講座を受講してもらっている。低年齢児を持つ保護者に啓発するためには、それなりの関わりが必要である。

石井教育長： 教育委員の皆さんからいろいろな意見があった。それを参考に、一緒になって見直しが必要なところは見直していかなければならない。

他に何か質問等はないか。なけれど、議第41号教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について承認してほしいか。

(全員同意する)

(5) 協議・報告

(1) 平成30年10月行事予定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 資料3ページをお願いします。10月の行事予定を掲載している。1日(月)には本渡東小学校及び佐伊津小学校の経営訪問を行う。6日(土)には市立幼稚園の運動会を実施する。12日(金)には御所浦小学校の合同総合訪問、16日(火)には河浦小学校の経営訪問、17日(水)には楠浦小学校の単独総合訪問を行う。22日(月)には河浦中学校の合同総合訪問を行う。24日(水)には先ほど話があった本渡中学校区小中学校研究発表会が行われる。25日(木)には新和中学校の合同総合訪問が行われる。26日(金)には教育委員会定例会を本会場にて14時から開催することとしている。30日(火)には本渡北幼稚園の経営訪問、31日(水)には稜南中学校の合同総合訪問が行われる。以上、10月の行事予定について説明を終わる。

石井教育長： 他に質問はないか。

(なしとの声あり)

7 その他

石井教育長： 事務局から他に何かないか。

菅原生涯学習課長： 本日配布した天草市立図書館読書イベント開催要項をお願いします。10月7日（日）の午後1時30分より市民センター展示ホールにて、もったいないばあさんの作者である真珠まりこさんを招いて読書イベントを開催する。去年は怪傑ゾロリの作者である原氏を招いて開催した。時間があれば、教育委員の皆さんにも足を運んでいただきたい。

石井教育長： 他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れ様でした。